

取消・無効確認訴訟以外の抗告訴訟・当事者訴訟 (百選「Ⅱ-213」～「Ⅱ-217」)

問題 001

特別都市計画法に基づく土地区画整理について、特別都市計画法施行令45条による賃借権の届出をしていない者は、抽象的な換地指定の請求権も有しない。

001 解答：妥当である。(Ⅱ-213)

問題 002

入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に関する通達は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

002 解答：誤り
行政処分に当たらないとした。(Ⅱ-214)

問題 003

入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に関する通達に基づく職務命令は、教職員個人の身分や勤務条件に係る権利義務に直接影響を及ぼすものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解すべきである。

003 解答：誤り

教職員個人の身分や勤務条件に係る権利義務に直接影響を及ぼすものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないとした。(Ⅱ－214)

問題 004

差止めの訴えの訴訟要件としての「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要すると解するのが相当である。

004 解答：妥当である。(Ⅱ－214)

問題 005

入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に関する通達に基づく懲戒処分の差止めの訴えについては、「重大な損害を生ずるおそれ」があると認めることはできない。

005 解答：誤り

「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるとした。(Ⅱ－214)

問題 006

入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に関する通達及びそれに基づく職務命令に関する無名抗告訴訟としての義務不存在確認訴訟について、本件通達及び本件職務命令のいずれも抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない以上、事前救済の争訟方法としての補充性の要件を欠き、不適法というべきである。

006 解答：妥当である。(Ⅱ－214)

問題 007

入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に関する職務命令に基づく公的義務の不存在の確認を求める公法上の当事者訴訟としての義務不存在確認訴訟は、行政処分以外の処遇上の不利益の予防を目的とする公法上の法律関係に関する確認の訴えとしては、その目的に即した有効適切な争訟方法であるということができ、確認の利益を肯定することができる。

007 解答：妥当である。(Ⅱ－214)

問題 008

国民の選挙権またはその行使の制限は、「そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる」ようなやむを得ない事由がない限り原則として許されない。

008 解答：妥当である。(Ⅱ－215)

問題 009

具体的な選挙につき選挙権を行使する権利の生むにつき争いがある場合にこれを有することの確認を求める訴えについては、確認の利益を肯定することはできず、法律上の争訟に当たらないというべきである。

009 解答：誤り

それが有効適切な手段であると認められる限り、確認の利益を肯定すべきものであり、この訴えは法律上の争訟に当たるとした。(Ⅱ－215)

問題 010

在外国民の選挙権行使の機会を確保するために在外選挙制度を設けるなどの立法措置を執ることが必要不可欠であったにもかかわらず、10年以上の長きにわたって何らの立法措置も執られなかったというような著しい不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるべき例外的なばあいに当たり、過失が認められるから、国家賠償請求はこれを認容すべきである。

010 解答：妥当である。(Ⅱ－215)

問題 011

土地収用法による補償金の額は、「相当な価格」等の不確定概念をもって定められているのであり、補償の範囲及びその額の決定につき収用委員会に裁量権が認められるものと解される。

011 解答：誤り

通常人の経験則及び社会通念に従って、客観的に認定され得るものであるから、収用委員会に裁量権が認められるものと解することはできないとした。(Ⅱ－216)

問題 012

土地収用法133条の訴訟において、権利取得裁決において定められた補償額が裁決の当時を基準としても過少であったと判断される場合には、被収用者は、正当な補償額と裁決に定められていた補償額との差額のみならず、右差額に対する権利取得の時期からその支払済みに至るまで民法所定の年5分の法定利率に相当する金員を請求することができる。

012 解答：妥当である。(Ⅱ－216)

問題 013

損失補償請求が国家賠償法請求における被告と同じくし、いずれも対等の当事者間で金銭給付を求めるもので、その主張する経済的不利益の内容が同一で請求額もこれに見合うものであり、同一の行為に起因するものとして発生原因が実質的に共通するなど、相互に密接な関連性を有するものであるときは、民事訴訟法(旧)232条(現行143条)の規定による訴えの追加的変更に基づいて右損害賠償請求に損失補償請求を追加することができるものと解するのが相当である。

013 解答：妥当である。ただし、相手方の同意が必要とした。(Ⅱ－217)